

函館市監査公表第2号

函館市長から、随時監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年3月26日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 板 倉 一 幸

函館市監査委員 藤 井 辰 吉

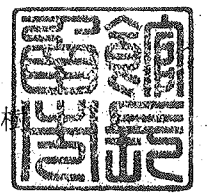


函 企 管 総
令和3(2021)年3月16日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 村



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	企業局		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・ その他（随時監査）		
監査等実施期間	令和2年10月5日～令和2年12月25日	送付日	令和3年2月1日
監 査 項 目 等	赤川高区浄水場ろ過施設建設工事		
勸告事項, 指摘事項 , 意見			
<p>(1) 指摘事項</p> <p>積算について、鉄筋工および場内配管付帯工において一部単価に誤りがあった。また、見積りを基に算定する単価を使用している工種において、単価毎に算定方法が異なっており、設計金額に影響すると思われる事例が見受けられた。</p> <p>設計金額の誤りは、予定価格や最低制限価格はもとより、入札や契約の適正性や公平性の確保にも影響することから、早急に設計金額を精査し、対応を要する場合は、契約の内容を変更するなど必要な事務手続を執られたい。</p> <p>また、確実な照査のためのチェック体制を整え、職員へ周知徹底するなど対応策を講じられたい。</p>			
措置内容, 対応・考え方			
<p>本工事の積算について、企業局において改めて精査した結果、精査後の設計金額は860,596,000円（当初設計に対し2,684,000円増）となり、当該入札価格は精査後においても、予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であることから、入札結果には影響がないことを確認いたしました。</p> <p>この精査結果につきましては、発注者として受注者に説明し、契約変更の必要がないことを確認しており、特段の事務処理は生じなかったところであります。</p> <p>また、再発防止に向けて関係職員による設計担当者会議を開催し、あらためて適正な設計・積算の実施について周知徹底するとともに、積算業務を行う際には積算チェックシートを活用することにより、検算者の役割を明確化し照査の徹底を図ることといたしました。</p> <p>今後におきましても、当該設計担当者会議を定期的で開催し、照査により判明した事例や積算上の留意点等の共有化を図り、職員の設計・積算能力の維持・向上に努めてまいります。</p>			